

加入していない人は
損をしていませんか？

理事の退職金掛金66万円 が福利厚生費として全額損金になる！

どうやって？

企業型確定拠出年金
に加入するだけ

	役員報酬 だけで受け取る	役員報酬と確定拠出 年金で受け取る
役員報酬	2,400万円	2,334万円
確定拠出年金	なし	66万円
年間法人負担額	2,400万円	2,400万円
所得税・住民税	747万円	714万円
節税効果	—	▲33万円

個人の年金口座に毎年66万円が積み立てられます。法人から個人に資産が移転したことになります。移転された額には税金はかかりません。

法人負担額は同じ

66万円
▲約33万円
33万円の負担で66万円の貯蓄ができます。

夫婦で加入すると
年間132万円も損金になります。

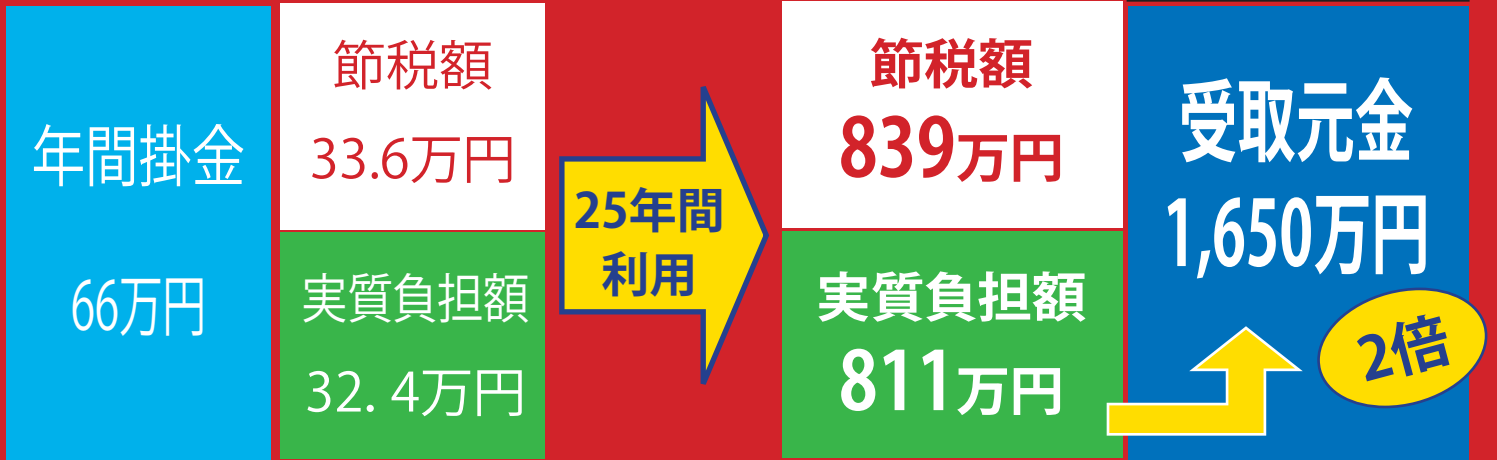
※税額の計算では、給与所得控除、社会保険料控除、基礎控除のみを考慮し、その他の控除については考慮していません。
住民税の計算においては、所得税額のみを計算しています。所得税率には、復興特別所得税を含みます。
1万円未満の端数については切り捨てとします。令和2年以降の税制で計算しています。
※60歳以上の方は加入できません。厚生年金加入者であれば、奥様やお子様も加入できます。

受取時の
メリット

60歳以降であれば、理事を退職しなくても
退職所得として受給可能

加入後の効果

現在は65歳まで加入できますが、70歳まで加入を延長する改正案が検討されています。



今年から
給与所得控除の
引き下げで増税に

給与所得控除25万円減額、基礎控除額10万円増額。
結果的に、所得控除額が15万円減額となります。

7.6万円増税

年金加入で回避!

【令和元年まで】

給与収入	給与所得控除
1千万円超	220万円

【令和2年以降】

給与収入	給与所得控除
850万円超	195万円

【個人型確定拠出年金(イデコ)との違い】

イデコの掛金は2万3千円ですが、今回お勧めの企業型確定拠出年金の掛金は5万5千円なので、節税効果は2倍違います。費用も法人負担になるので、損金で落とせます。

※イデコに加入されている方は、この制度に移行できます。

ご関心のある方には小冊子を進呈

FAX: 050-3737-3533

Mail: h.shin@yuwa-fm.jp まで

ご希望の項目にチェックしてください <input type="checkbox"/> 小冊子を希望 <input type="checkbox"/> 説明が聞きたい			
貴法人名		ご住所	〒
お名前		役職	
TEL		E-mail	

ご記入いただきました個人情報は、弊社からの各種商品・サービスのご案内・提供・及び当社業務に関する情報提供・運営管理に活用させていただきます。